

防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における 建築基準法の規制緩和

1. 提案の概要

防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように、規制緩和を提案するもの。

2. 提案の背景

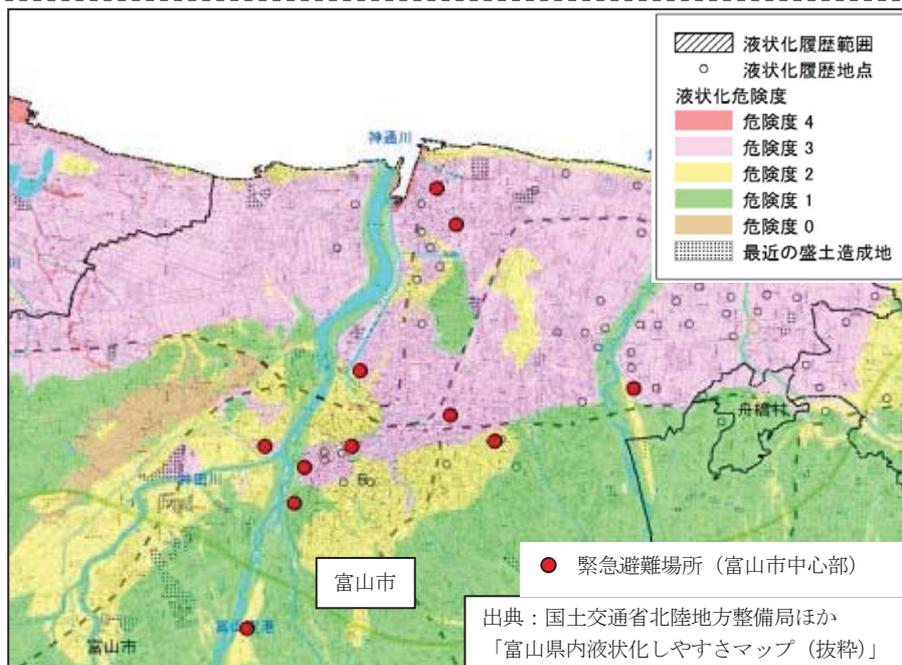
- ① 災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。
- ② 現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽を整備（またはバックアップのために併設）しておくことも手段の一つとして研究していく必要がある。
- ③ しかし、建築基準法第 31 条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。
- ④ 建築基準法第 85 条では、仮設建築物について、一定の制限のうえ、同法第 31 条が適用除外されるが、本県の防災拠点・避難所の大部分は小学校であり、85 条が適用されない。

3. 本県の状況

本県では、富山湾沿岸部を中心に液状化しやすい場所があるとされており、こうした地域の広い範囲が下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずにトイレの確保が困難となることが懸念されている。

例えば、切迫した災害の危険から逃れるために多数の人が避難する「緊急避難場所」や小学校などの避難所の多くが液状化しやすい地域に立地している。

さらには、終末処理施設や幹線管渠なども設置されており、こうした施設に障害が発生すると、平野部の液状化しやすい地域以外にも影響が及ぶおそれがあるため、地域を限定せずに対策を行う必要がある。



なお、県内の下水管においては、順次耐震化に向けた診断を実施しはじめたところであり、実際に耐震化工事が完了するまでには相当な時間を要すると見込まれているため、地域の実情に応じて、下水道処理区域であっても合併浄化槽を整備することが必要である。

4. 制度改正による効果

新潟中越地震（2004年）や東日本大震災（2011年）といった過去の災害においても、下水処理場や管路に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。規制緩和が行われることによって、施設の管理者が、地域の状況に応じて災害に強いトイレ環境を整備できるようになる。

これにより、災害時に避難所で非常に不便な生活を強いられる住民にとっても、安心してトイレを使用できるようになるなど、被災者の生活の安定確保に大きく貢献できる。

5. その他

(1) 合併処理浄化槽整備事業の補助対象について

合併処理浄化槽の整備と維持管理にはコストがかかるため、下水道区域内であっても合併処理浄化槽整備事業（環境省）の対象となるよう、制度改正の際には補助対象の見直しも併せて検討いただきたい。

(2) 本提案に係る総合戦略上の位置づけ

県の総合戦略「とやま未来創生戦略 2016（改訂版）」において、下記のとおり位置づけられており、県としても積極的に本件に取り組んでいくこととしている。

「とやま未来創生戦略 2016（改訂版）」（抜粋）

IV. 具体的な施策

【基本目標4】 活力あるまち・健やかな暮らし・未来を担う人づくり

2. 健康とともに支えあい安心して暮らせる社会の形成

(エ) 安全・安心の確保

④ 公共施設等の耐震化や長寿命化・老朽化対策及び避難場所・避難路の整備、防災拠点機能・物資輸送拠点の充実など災害に強いまちづくり

- 災害時の避難場所・避難路の整備、防災拠点機能や物資輸送拠点機能の充実を図るなど、災害に備えたまちづくりを推進

防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における 建築基準法の規制緩和

下水道処理区域（現状では必ず下水道への接続が必要）

建築基準法第31条

下水道法 第2条第8号 に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

